

町独自事業



町内事業者の皆さんへ

法人または個人の中小企業の方で
町内事業者であれば業種は問いません。

申込期限

7月30日(金)
まで

新型コロナウイルス感染症対応 新規事業チャレンジ補助金創設

令和2年2月以降、任意の3か月の合計売上高がコロナ禍以前の同じ期間の3か月の合計売上高と比較して20%以上減少している事業者に対して補助します。

※町税を滞納している方は、対象になりません。

補助対象経費

建物の改装・改修費、機械装置、システム構築費 など

※ただし、人件費、旅費、不動産、株式、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具など）、商品の原材料、消耗品、光熱水費、通信費などは対象外です。また、令和3年4月1日以降に着手し、令和4年2月28日までに完了する事業が対象です。

一般枠
①

最大 50万円

新規事業として新たな市場、分野に進出するため、もしくは既存事業を大幅に強化するための設備導入や店舗改修などに対して支給します。

【具体例】

飲食店を営んでいるが、新たにテイクアウトやドライブスルーを始めるための店舗改修など

▶ 補助率

補助対象経費の2分の1以内とし、上限額を50万円とします。ただし、補助対象経費が50万円以上の事業に限ります。

拡大枠
②

最大 500万円

主たる業種（大分類）を変更し、新規事業として新たな市場、分野に進出するための、設備導入や店舗改修などで、かつ業態転換に関わる商工会などの支援を受けて事業計画を策定し取り組む事業に対して支給します。

【具体例】

旅館（宿泊業）を運営していたが、事業を縮小し、主たる業種として、新たに食品製造（製造業）を始めるための店舗改修 など

▶ 補助額

補助対象経費の2分の1以内とします。なお、商店街などの空き店舗を活用した場合は、さらに4分の1を加算します。上限額は500万円とします。ただし、補助対象経費が500万円以上の事業に限ります。

【問合せ】 静内庁舎まちづくり推進課 ☎0146 - 49 - 0293